

# 埼玉県身近な緑公有地化事業実施要綱

平成4年12月24日決裁

平成17年9月14日改正

## 第1 目 的

この要綱は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）の規定に基づき「ふるさとの緑の景観地」に指定されている区域、埼玉県立自然公園条例（昭和33年埼玉県条例第15号）の規定に基づき「県立自然公園」として指定されている区域及び埼玉県自然環境保全条例（昭和49年埼玉県条例第4号）の規定に基づき「県自然環境保全地域」として指定されている区域（以下「指定地」という。）内の緑地について、相続の開始などにより、緊急に保全しなければ指定地の指定効果を著しく減じるおそれがある場合、又は、くぬぎ山自然再生計画検討委員会報告書において対象とされた区域（以下「くぬぎ山地区」という。）の自然再生に特に必要がある場合に、県と当該指定地等の所在する市町村とが協調して当該緑地の全部又は一部を公有地化することにより、当該指定地等の一体的な保全を図ることを目的とする。

## 第2 事業の内容

県は、市町村からの公有地化の協議を受けて、当該緑地の取得価格の2分の1以内の費用をもってその一部を買い取り、当該市町村は、残余の部分を買取るものとする。

## 第3 事業の対象となる緑地

事業の対象となる緑地（以下「対象地」という。）は、公有地化する以外にはそれを保全することが著しく困難であり、かつ次のすべての要件を満たすものでなければならない。ただし、くぬぎ山地区については、この定めによらず、くぬぎ山地区の自然再生を進める上で、特に必要な場合とする。

- (1) 「ふるさとの緑の景観地」、「県立自然公園」又は「県自然環境保全地域」に指定されてから、原則として1年以上経過していること。ただし、「県立自然公園」として指定されている区域については、特別地域と、普通地域においてすぐれた景観・希少動植物を保護するために特に保全が必要な地域とする。
- (2) 相続の開始などにより、木竹の伐採、土地の形質の変更等が行われ、指定地の一体性や景観が著しく損なわれるおそれを生じていること。
- (3) 原則として、市街化区域にあっては1,000平方メートル以上、それ以外の区域にあっては2,000平方メートル以上のひとまとまりの土地であること。
- (4) 当該市町村の基本構想、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）等において、指定地全体の保全や整備が位置付けられていること。

## 第4 事業実施候補地の選定の手続き

- 1 事業により対象地を取得しようとする市町村は、県に次の書類を添付した公有地化協議書を提出するものとする。

ただし、くぬぎ山地区については、(1)及び(4)は要しない。

- (1) 指定地の現況説明書
- (2) 対象地取得の経費に係る計画書
- (3) 対象地取得後の管理・保全計画書
- (4) 対象地を含む指定地全体(当該市町村部分に限る。)の保全計画書
- (5) 対象地の公有地化について、地権者の協力が得られることが確実であることを証す書面
- (6) 対象地の土地登記簿謄本及び公図の写し
- (7) その他対象地に関する資料

- 2 県は、市町村から協議があった場合は、必要な調査を行い、当該年度内の事業実施候補地を選定するものとする。

- 3 前項の場合において、事業実施候補地が複数あるときは、順位を付するなどの調整を行うものとする。

#### 第5 事業実施候補地の選定の基準

事業実施候補地の選定は、次の事項を総合的に勘案して行うものとする。

- (1) 保全の緊急度
- (2) 周辺の宅地化等の状況
- (3) 保全の効果
- (4) 植生の状況
- (5) 景観上の評価
- (6) 地域文化との関わり
- (7) 取得の確実性
- (8) 市町村の経費の措置状況
- (9) 取得後の管理及び保全の計画
- (10) その他事業実施候補地の選定に関し必要な事項

#### 第6 対象地の取得及び管理に係る事務

- 1 対象地の取得に係る地権者との交渉、土地の確定、測量、登記その他の事務は、指定地の所在する市町村が行うものとする。
- 2 事業により県及び市町村が取得した対象地は、予め提出された管理・保全計画書に基づき、当該市町村が管理するものとする。
- 3 前項の管理に当たっては、県と市町村は「取得地に係る管理及び保全に関する協定」を締結するものとする。

#### 第7 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。